

報道関係者 殿

令和6年11月21日（木）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 小城 太

室長補佐 西野 健二

（直通電話）099（223）8278

E-mail

chinginshitsu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正について

鹿児島労働局（局長 永野 和則）は、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について、鹿児島地方最低賃金審議会（会長 松枝 千鶴）の答申のとおり、改正前の時間額945円を41円引き上げ、時間額986円に改正することを決定し、官報公示を行いました。

改正する鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金は、鹿児島県内の自動車（新車）小売業で働く労働者に、令和6年12月21日（土）から適用されます。

なお、鹿児島県最低賃金（時間額953円）は、本年10月5日（土）から発効されています。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金

改正前時間額	改正後時間額	効力発生日	引上額	引上率
945円	986円	令和6年12月21日	41円	4.34%

※ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び百貨店、総合スーパー最低賃金は、改正されなかったため、本年10月5日から鹿児島県最低賃金（953円）が適用されています。

1 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正については、本年8月27日に鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会会長に対し諮問を行いました。

同審議会は、審議の結果、上記表のとおり引き上げることが適当である旨の答申を本年10月23日に行いました。鹿児島労働局長は、同審議会の答申内容を公示し意見を求めましたが、申出期限までに異議の申出がなかったため、本日（11月21日）、官報公示がなさ

れ、本年12月21日の効力発生日が確定しました。

2 自動車（新車）小売業最低賃金の適用業種の労働者であっても、以下の①から③に該当する者については、適用除外となり、鹿児島県最低賃金（953円）が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

3 自動車（新車）小売業最低賃金の適用を受ける雇用労働者数は、約3,100人です。